

認知症施策総合推進事業

事業評価個票（事業実施：平成30年度）				部局名	健康福祉部			
短期アクションプラン	テーマ	テーマ2 いのちと暮らしを守る安全安心な社会の構築						
	施策	施策2 高齢者もその家族も安心して暮らせる社会の実現						
	目的	在宅医療・在宅介護サービスの充実を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現に向けた取り組みを推進する。						
	目標指標(R2)	高齢者の生活支援・介護予防を担う地域の拠点の創設数(累計)	令和2年度まで100箇所					
	策定時の実績	10箇所(H28年度)	現状	33箇所(H29年度)	主要事業 高齢者が地域でいきいきと生活できる環境の整備			
事業名	認知症施策総合推進事業	担当課・担当	長寿社会政策課・地域包括ケア担当					
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	未設定					
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	認知症についての正しい知識の普及促進、医療と介護分野の対応力の向上及び連携の強化、認知症の人にやさしい地域づくりを通じ、認知症になっても安心して生活できる地域社会の実現を目指す。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャラバン・メイトや認知症サポーターの養成研修の実施、サポーター活動活性化のための先進事例の発信 ・認知症サポート医の養成及び医療・介護従事者等の認知症対応力向上研修の実施 ・認知症相談・交流拠点「さくらんぼカフェ」の運営及び市町村における認知症カフェ普及促進のための取り組み ・若年性認知症に関する相談体制の充実強化及び関係機関との連携強化による就労支援等 ・介護事業所が専門性を生かし、住民に身近な「まちかど相談所」としての機能を発揮するための取り組み 							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法(委託)とする理由:認知症に関する専門的知識・経験を必要とする事業であり、当該分野に精通している民間団体のノウハウ等を生かすため。							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	認知症施策総合推進事業	27,722	28,060					
	計	27,722	28,060	0	0	0		
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金	10,056	10,480					
	繰入金	6,577	7,098					
	その他特定財源							
	一般財源	11,089	10,482					
	計	27,722	28,060	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	・キャラバン・メイトの養成講座修了者数(累計)	活動実績	件	2,275	2,462			
		当初見込み	件	2,300	2,600	2,900	3,200	-
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	・認知症サポーター養成講座修了者数(累計) (※キャラバン・メイトの養成講座修了者を含む) (認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成することにより、平成32年度までに15万人の認知症サポーターを養成する。)	成果実績	人	121,765	135,400			
		目標値	人	100,000	130,000	140,000	150,000	-
		達成度	%	122%	104%			
関連事業								

事業目標の考え方(事業目標設定時)

後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の数は今後ますます増えることが予想されるため、県は、認知症になっても安心して生活できる地域社会の実現を目指すこととしており、本県が目指すべき目標水準を設定するとともに、その目標水準を達成するための工程と手段を示すための「山形県認知症施策推進行動計画」を策定している。(平成28年1月策定、平成30年3月改訂)
 その中の具体的な施策の一つとして、県及び市町村は、認知症についての知識の普及促進のため、認知症に対する正しい理解を持ち、認知症の方や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」の養成を行うこととしており、当該養成数をもって、成果指標に設定している。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	認知症になっても安心して生活できる地域社会の実現のためには、まずは認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを増やすことが重要であり、県が支援すべき事業である。 本事業により、認知症サポーターは目標値を上回って養成されており、事業成果は十分に得られている。
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
活動実績は見込みに見合ったものであるか。	B		
事業内容の妥当性	支出先の選定は妥当か。	A	キャラバン・メイトの養成講座修了者数は、見込み数を下回ったが、成果指標としている認知症サポーター養成講座修了者数は目標を上回っており、事業内容は妥当なものと判断している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
	類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A	
の役割分担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	役割分担の視点を踏まえ、可能なものについては、委託による事業実施をしている。
今改後の課題等	本県の65歳以上の人口の約17.3%にあたる約6万人が認知症高齢者であり、今後ますます増加することが予想されることを踏まえると、認知症についての知識の普及促進は不可欠である。養成研修受講者の増加に向けた取組みを検討しながら、認知症の正しい知識の普及促進に取組みを継続していく。		

・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。

- A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。
- B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。
- C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。
- ー: 該当しない